

## 工業標準化法（J I S 法）の改正に伴う規則等の改正に対する意見募集の結果について

令和元年6月14日  
原子力規制委員会

工業標準化法（J I S 法）の改正に伴う規則等の改正案について意見公募手続を実施した。その結果は、以下のとおり。

### 1. 概要

#### (1) 意見募集対象（3件）

- ① 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則案
- ② 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令案
- ③ 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省・原子力規制委員会関係命令の整備に関する命令案

#### (2) 実施結果等

- ① 意見募集の期間 令和元年5月9日から同年6月7日まで
- ② 意見募集の方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及びF A X
- ③ (1)①から③までにに関する御意見 5件

### 2. 意見公募手続の結果

提出意見及び提出意見を考慮した結果及びその理由を、別紙のとおり取りまとめた。

## 提出意見とこれに対する考え方

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>本改正の説明として「原災法に基づき作成する文書の電磁的記録媒体による提出について、現在、一部しか認められていないものを、整合を図るため全て対象とする」とありましたが、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 139 条で電磁的記録媒体の提出が認められている手続きも一部でしかありません。こちら側も整合を図り全て対象としていただくことはできませんか？</p> <p>特に、同規則 99 条の 4 の安全性向上評価届出、105 条の 2 廃止措置実施方針については、同 99 条の 7 及び 105 条の 3 にインターネットでの公表が定められており、電磁的媒体の提出の方が合理的であると思われます。</p>	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上を図ることは、政府全体の方針であり、対象の拡大については順次検討していくこととします。</p>
2	<p>2019 年 5 月 8 日の第 6 回原子力規制委員会における本改正の説明として「原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づく一部の書類について、フレキシブルディスクで提出を求められ、一部については認められないという不整合があったものについて、全て認めるように整合を図る」とありました。</p> <p>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」についても、第 139 条（電磁的記録媒体による手続）において、電磁的記録媒体での提出対象は一部であることから、こちらも整合を図り、全てを対象としていただくことはできないでしょうか？</p> <p>（特に安全性向上評価等の届出に関するもの）</p>	<p>No.1 の御意見に対する考え方を御参照ください。</p>
3	<p>（題名） 電磁的記録媒体に係る改正事項は JIS 法改正と関係がないため、題名は「整備等」とすべきではないでしょうか？</p> <p>（核原料物質の使用に関する規則の一部改正） 第六条第二項中「及び写し各」を削るとありますが、提出部数が一通である場合については、わざわざ項を立てて規定する必要はないはずであり、こうした規定は項ごとまとめて削除すべきではないでしょうか。他の規則についても同様です。</p> <p>また、第六条第二項を削除するのであれば、第八条もまとめて削除すべきではないでしょうか？</p>	<p>工業標準化法の改正部分は単なる用語の整理です。フレキシブルディスクに係る改正部分は、用語の整理ではありませんが、実質的な中身の変更を伴っているものではありません。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p> <p>お尋ねの部分は、核原料物質使用者の報告の徴収に係る報告書の提出部数について、「正本及び写し各一通」を「正本一通のみ」に改正するものです。</p> <p>他の同種の規定において、正本及び写しの申請書を提出すべきことを求めているため、正本一通であることを明記したものです。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>

4	<p>今回改正の対象となるフレキシブルディスクによる申請は、これまで実績がないと考えられる。なぜならば、フレキシブルディスクは用紙よりも高価であり、かつ、フレキシブルディスク提出表を紙で提出しなければならないため、届出書の様式のみを電子化しても事業者には何らメリットがないからである。利用可能な電子的記録媒体としてフレキシブルディスクにCD-RやDVDを追加しても同様である。事業者のニーズを踏まえずに、誰のための、何のための改正なのか、はなはだ疑問である。</p>	<p>本改正は、提出可能な記録媒体について、紙の他フレキシブルディスクに限って認めていたものを電磁的記録媒体全般に拡大するものであり、原子力事業者の選択できる手続を増やすものです。</p>
5	<p>共通して言える事であるが、様式において法人の記述を行う部分については、法人番号の記載も行わせるのが良いのではないかと考える。 (その方が、行政効率の向上及び市民における事業者の調査などにおいて有用であると思われるので。)</p>	<p>今回の改正は、工業標準化法の改正に伴う用語の整理、提出可能な記録媒体をフレキシブルディスクから電磁的記録媒体全般への拡大等を行うものです。 このため、今回いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 (法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定により、法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいうものと考えられる。)</p>